

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○産業技術総合センター条例施行規則の一部改正について

(新産業振興課)

一

訓 令 甲

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

訓令

(人事課)

四

○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

告 示

(税務課)

四

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

指定障害福祉サービスの公表

(障害福祉課)

六

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

飼料の試験結果の公表

(畜産課)

六

○道路の区域変更(二件)

道路の供用開始

(道路課)

八

○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定

都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

(都市計画課)

九

○市街地再開発組合の定款変更の認可

平成十四年宮城県告示第三百六十九号(建設工事競争入札に係る参加者指名基準)の一部を改正する告示

(契約課)

一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

公 告

(環境対策課)

一〇

○開発行為に関する工事の完了(二件)

政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(建築宅地課)

一一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁特別支援教室)

一一

ページ

規 則

○環境影響評価事後調査報告書の公告及び縦覧並びに住民説明会の開催

二八

雑 報

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

一六

公安委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一六

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

一五

選挙管理委員会

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

一三

(警察本部会計課)

一三

(教育庁生涯学習課)

一三

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

産業技術総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

産業技術総合センター条例施行規則(平成十一年宮城県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中

ワンショット測定顕微鏡

一時間につき

五〇〇円

を

ワンショット測定顕微鏡

一時間につき

五五〇円

に改め、同

表材料加工関連機器の項中「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に、

高速精密カッティング

一時間につき

七〇〇円

を

高速精密カッティング

一時間につき

七五〇円

に、

スライシングマシン	一時間につき	七〇〇円
精密平面研削盤	一時間につき	八五〇円

を

スライシングマシン	一時間につき	七〇〇円
-----------	--------	------

に、

熱間等方圧プレス	一時間につき	一、四〇〇円
----------	--------	--------

を

熱間等方圧プレス	一時間につき	一、五〇〇円
----------	--------	--------

に、

一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、六〇〇円」に、

レーザー回折散乱式粒度分布測定装置	一時間につき	一、一〇〇円
-------------------	--------	--------

を

レーザー回折散乱式粒度分布測定装置	一時間につき	一、二〇〇円
-------------------	--------	--------

に、

六〇〇円」を「一、七〇〇円」に、

電子顕微鏡試料作製用スライサー	一時間につき	三〇〇円
メルトインデックサ	一時間につき	五〇〇円

を

電子顕微鏡試料作製用スライサー	一時間につき	三五〇円
メルトインデックサ	一時間につき	五五〇円

に、

衝撃試験装置	一時間につき	六〇〇円
マイクロフォーカスX線CT装置	一時間につき	三、〇〇〇円

を

衝撃試験装置	一時間につき	七〇〇円
マイクロフォーカスX線CT装置	一時間につき	三、一〇〇円

に、

クリープ試験機	一時間につき	五〇〇円
---------	--------	------

を

クリープ試験機	一時間につき	六〇〇円
---------	--------	------

に、

3D超音波検査装置	一時間につき	一、八〇〇円
-----------	--------	--------

を

3D超音波検査装置	一時間につき	一、八〇〇円
平面研削盤	一時間につき	二、〇〇〇円

に改め、同表電子・情報関連機器の項中

電圧デイトップ瞬時電圧変動試験装置	一時間につき	七〇〇円
-------------------	--------	------

を

電圧デイトップ瞬時電圧変動試験装置	一時間につき	七五〇円
-------------------	--------	------

に、

雷サージ・FTB試験装置	一時間につき	七〇〇円
--------------	--------	------

を

雷サージ・FTB試験装置	一時間につき	七五〇円
--------------	--------	------

に、「四五

〇円」を「五〇〇円」に、

熱衝撃試験機	一時間につき	四〇〇円
--------	--------	------

を

表工業デザイン関連機器の項中「五五〇円」を「六五〇円」に、

熱衝撃試験機

一時間につき

五〇〇円

に、

非接触画像光学式三次元デジタイザ

一時間につき

二、二〇〇円

を

非接触画像光学式三次元デジタイザ

一時間につき

二、三〇〇円

に、

通信プロトコル解析機能付きデジタルオシロスコープ

一時間につき

五〇〇円

を

通信プロトコル解析機能付きデジタルオシロスコープ

一時間につき

五五〇円

に、

車載電装品用試験電源

一時間につき

七〇〇円

を

車載電装品用試験電源

一時間につき

七五〇円

に改め、同

CAEシステムワークステーション

一時間につき

二、一〇〇円

光造形システム(II)VIPER

一時間につき

二、六〇〇円

CAEシステムワークステーション

一時間につき

二、二〇〇円

製品デザイン評価システム(ダミーパッケージ作成システム)

一時間につき

四〇〇円

製品デザイン評価システム(ダミーパッケージ作成システム)

一時間につき

五〇〇円

小型彫刻機

一時間につき

四〇〇円

を

小型彫刻機

一時間につき

四〇〇円

レーザーカッターシステム

一時間につき

二、六〇〇円

に改め、同表食品・バイオテクノロジー関連機器の項中

テクスチャー評価装置

一時間につき

五〇〇円

超遠心分離機

一時間につき

五〇〇円

テクスチャー評価装置

一時間につき

五〇〇円

ケミルミネッセンスアナライザ

一時間につき

七〇〇円

ケミルミネッセンスアナライザ

一時間につき

七五〇円

蛍光マイクロプレートリーダー

一時間につき

一、一〇〇円

過熱蒸気調理機

一時間につき

一、四〇〇円

蛍光マイクロプレートリーダー

一時間につき

一、一〇〇円

恒温恒湿槽

一時間につき

二五〇円

を

恒温恒湿槽 高速液体クロマトグラフ (Chromaster) 一時間につき 二五〇円 一時間につき 一、一〇〇円	に改め、同表分析・測定関連機器の項中	炭素・硫黄同時分析装置 電界放射型走査型電子顕微鏡 (FE-SEM/EDX) 一時間につき 一、七〇〇円 一時間につき 四、七〇〇円	炭素・硫黄同時分析装置 一時間につき 一、七〇〇円	超高速液体クロマトグラフ質量分析システム ガスクロマトグラフ質量分析装置 一時間につき 二、七〇〇円 一時間につき 一、五〇〇円	超高速液体クロマトグラフ質量分析システム 一時間につき 二、七〇〇円	多目的X線回折装置 (XRD) 一時間につき 三、〇〇〇円	多目的X線回折装置 (XRD) 走査型電子顕微鏡 イオン研磨装置 倒立型金属顕微鏡 加熱加圧埋込機 ガスクロマトグラフ質量分析計 (GC-MS) 一時間につき 三、一〇〇円 一時間につき 四、〇〇〇円 一時間につき 一、二〇〇円 一時間につき 一、〇〇〇円 一時間につき 八〇〇円 一時間につき 三、〇〇〇円
---	--------------------	---	------------------------------	---	---------------------------------------	----------------------------------	---

に改める。

別表第二第二号の表放射能・放射線測定を次のように改める。

放射能・放射線測定	表面汚染測定	一件につき 三、二〇〇円
-----------	--------	--------------

附則

(施行期日)

- この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第一号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程(昭和六十年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十条各号」を「第十三条各号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年三月十日から施行する。

○宮城県訓令甲第二号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十九年三月十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第455号

所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額	
	年 万円以下の金額				本県分の課税標準となる法人税額	
所得割	年 万円を超える金額				法人税割額	
	計				外国の法人税等の額の控除額	
付加価値割	軽減税率不適用の金額				仮装経理に基づく法人税額の控除額	
	総額				利子割額の控除額	
資本割	付加価値額				差引法人税割額	
	総額				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
収入割	資本等の額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
	総額				既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
収入金額					過不足法人税割額	
合計事業税額					均等割額	
平成27年改正法附則第8条又は第9条の控除額					算定期間中において事務所等を有していた月数 円×月数	
仮装経理に基づく事業税額の控除額					既に納付の確定した当期分の均等割額	
					過不足均等割額	

所得割	総額				課税標準となる法人税額の総額	
	年 万円以下の金額				本県分の課税標準となる法人税額	
所得割	年 万円を超える金額				法人税割額	
	計				道府県民の特定寄附金税額控除額	
付加価値割	軽減税率不適用の金額				外国の法人税等の額の控除額	
	総額				仮装経理に基づく法人税額の控除額	
資本割	付加価値額				利子割額の控除額	
	総額				差引法人税割額	
収入割	資本等の額				既に納付の確定した当期分の法人税割額	
	総額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	
収入金額					既還付請求利子額が過大である場合の納付額	
					過不足法人税割額	

2017.3.10

合計事業税額		算定期間において事務所等を有していた月数 円×月数	既に納付の確定した当期分の均等割額 過不足均等割額
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額			
事業税の特定寄附金私額控除額			
仮装経理に基づいた事業税額の控除額			

附則

この訓令は、平成二十九年三月十日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四一四〇〇三二〇	事業所の名称及び所在地 太陽の家 ケアステーション 東松島市矢本字大林十四	指定障害福祉サービスの種類 居宅介護	設置者名 株式会社石輝	指定年月日 平成二十九年三月一日
--------------------	---	-----------------------	----------------	---------------------

○宮城県告示第二百十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十九年一月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成29年1月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目日	違反の有無及び違反の内容
----------------	------	--------------	--------------	----------	-------	--------------

金成TMRセンター 栗原市	同左	牛飼育用混合飼料	TMR元気な子牛	H29.1	重 金 属 - 鉛, 水銀, カドミウム	無
------------------	----	----------	----------	-------	----------------------	---

栄養成分に関する検査
平成29年1月収去

製造事業場等の 名称及び所在地 石巻飼料株式会社 石巻市	収去場所 同左	飼料の名称 ドライ&フレッシュSE IS	製造 (輸入) 年 月 H29.1	試 験 項 目 栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	違反の内容
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	雅 IS	H29.1	栄養成分等 - 粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
白石市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
白石市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石森登米線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
後 B	前 A	前 A	一五・五 一九・一	二二二・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一五・五 一九・一	一一一・一	一一一・一	二二二・一		
一一・八 一四・七				一三三・七	

○宮城県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 道 路 名 石巻鹿島台大衡線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大郷町大松沢字新宮畑一番一地先から	同郡同町大松沢字学校前一番一地先まで	前	一・二・〇、 一六・七	一八〇・八
		後	一三・五、 二四・三	一八〇・八

○宮城県告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区 間	供用開始年月日
県 道 大衡線	石巻鹿島台	黒川郡大郷町大松沢字新宮畑一番一地先から 同郡同町大松沢字学校前一番一地先まで	平成二十九年 三月十日

○宮城県告示第二百二十四号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	区 間	指定する 期 日
一般国道 一〇八号	塩釜吉岡線	大崎市鳴子温泉鬼首字水上七九番地先から 同市鳴子温泉鬼首字軍沢岳国有林一三四林班い五 小班地先（秋田県境）まで 宮城県利府町利府字新大谷地三〇番三地先から 同郡同町しらかし台二丁目三〇番地先まで	平成二十九年 四月一日

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- 1 走行位置の指定
トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- 2 後方警戒措置
後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦〇・一二メートル以上、横〇・二三メートル以上又は縦〇・二三メートル以上、横〇・一二メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。
- 3 道路情報の収集
道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

○宮城県告示第二百二十五号

塩竈市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画駐車場
- 2 名称 一号塩竈中央公共駐車場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）
○宮城県告示第二百二十六号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画下水道

2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十七号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百二十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の定款の変更について認可した。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十八年四月五日から平成三十一年三月三十一日まで

三 施行地区

名取市増田四丁目二十五番二、二十五番三、二十五番四、二十五番六、三十番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番一、三十四番二の一部、三十五番一、三十五番四の一部、三十六番一、四十六番七、四十八番、四十九番、五十番一、五十番三、五十番四、五十番五、五十一番三、五十一番四、五十一番五、五十一番十一、五十一番十二、五十一番十三の一部、五十一番十四、五十一

番十五、五十一番十六、五十一番十八、市道原停車場線の一部、市道停車場田高線の一部及び三・五・百八十七号名取駅閉上線の一部
四 事務所の所在地
名取市増田字柳田五百七十番地の二

五 設立認可の年月日

平成二十八年三月三十日

六 変更の内容

事務所の所在地を「名取市増田二丁目二番四十一号」に変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十九年三月六日

○宮城県告示第二百二十九号

建設工事競争入札に係る入札参加者指名基準の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設工事競争入札に係る入札参加者指名基準（平成十四年宮城県告示第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二十を目途」を「二十以上」に改める。

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年度公共用水域（河川・湖沼）水質分析等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部環境対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十九年三月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター 仙台市青葉区落合二丁目十五番二十四号

- 五 落札金額 三千二百六万二千四百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年二月三日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市新田字南関合十九番一、十五番十六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市泉区松森字鹿島十五番十四
コペルハウス株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年三月十日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字中谷地十二番一、十三番一の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
部
東松島市矢本字中谷地八番地の一
株式会社ガス&ライフ

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県立石巻支援学校通学区域内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は9により登録申請を行い、開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は、暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 地方自治法施行令第六十七条の五の二の規定に基づき知事が定める次の資格を有する者であること。

(一) 宮城県を営業区域とする道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第四条第一項の規定による許可を受けた者

(二) 本調達案件開札時までに、本調達案件と同様の十二箇月以上継続する定時運行業務の受託実績があり、調達案件業務を誠実に履行すると認められる者

9 物品調達等に係る競争入札参加業者登録

入札に参加しようとする者で、本調達案件の公告時に宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録のない者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成二十九年三月十五日(水)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 宮城県物品等電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあ

らかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁特別支援教育室企画管理班(電話〇二二一二一一三七一四)

3 入札説明書の交付期限
平成二十九年三月十五日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十九年三月十四日(火)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
4 一般競争入札参加資格審査

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合

宮城県物品等電子調達システム(以下「システム」という。))により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年三月十六日(木)午前九時から平成二十九年三月二十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合
書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年三月二十一日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等
(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十九年三月二十三日(木)午前九時から平成二十九年三月二十四日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を出す場合
イ 日時 平成二十九年三月二十四日(金)午後五時必着
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到着するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十九年三月二十七日(月)午後二時
 (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県行政庁舎十階 一〇〇一会議室

- 四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者
 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 入札書には、業務履行期間全体の業務委託料総額を記載すること。なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

- 8 契約書作成の要否 要

- 9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約として複数年にわたる業務履行期間の契約締結を行うものである。翌年度以降における宮城県の歳出予算においてこの契約の契約金額について減額または削減があった場合には、宮城県はこの契約を解除することができる。また、契約者は、このことにより契約を解除された場合において、契約者に損害が生じたときは宮城県に損害の賠償を請求することができる。

- 11 調達手続の停止等 本調達案件に係る宮城県の歳出予算が不成立となった等の場合には、本調達案件の手続について停止等の措置を行うことがある。

- 12 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Service Required : School bus service for Miyagi Prefectural Ishinomaki Special Support School (One set : including an accessible vehicle, a driver and an assistant)
 2 Duration of Contract : From April 1, 2017 to March 31, 2020
 3 Deadline for Bid Submission : March 24, 2017, 5 : 00 pm.
 4 Contact Information : Shota Ohtomo, Planning and Management Section, Special Support Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8423 Japan, Tel.: 022-211-3714 (Japanese only)

○政府調達に関する協定を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
 平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館で使用する電気 年間百六十七万三千キロワット時

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十九年二月二十八日

- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社パネイル 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビル五階

- 五 落札金額 九千五百一十一万九千二百五十八円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年一月十七日

○政府調達に関する協定を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年三月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 自動車保管場所証明電子化システム賃貸借 一式
 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成三十年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 総務部情報管理課ほか
 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 過去五年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と

いう。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ平成二十九年三月二十八日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限
 平成二十九年三月二十八日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年四月十日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に

いて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年四月十九日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年四月二十日(木)午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇一会議室

四 入札に参加することができる者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : A Lease contract of the digital system of a vehicle storage place certification - 1set

2 Duration of Contract : April 1, 2017 to March 31, 2025

3 Location : Traffic Enforcement Division, Traffic Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi and 3 other places

4 Bid Deadline : April 19, 2017, 5:00 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十号

平成二十九年三月二日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、九五八

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四三、四八二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、六一〇	岩沼選挙区	一一、一七六
宮城野選挙区	五二、五六四	登米選挙区	二二、二八〇
若林選挙区	三七、四六七	栗原選挙区	二〇、三四六
太白選挙区	六三、一二六	東松島選挙区	一一、二二五
泉選挙区	六〇、〇九〇	大崎選挙区	三七、二八一
石巻・牡鹿選挙区	四三、八九八	柴田選挙区	二二、二五七
塩釜選挙区	一五、八三五	亘理選挙区	一三、二六三
気仙沼・本吉選挙区	二二、九九〇	宮城選挙区	一四、一六八
白石・刈田選挙区	一四、一〇八	富谷・黒川選挙区	二五、三八三
名取選挙区	二二、〇〇四	加美選挙区	八、九二二
角田・伊具選挙区	一一、六八一	遠田選挙区	一一、九七八
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、六六一		

○宮選管告示第二十一号

平成二十九年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超え、る数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十九年三月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四三、四八一

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第4号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月10日

宮城県公安委員会委員長 相澤 博彦

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第10号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加え、同条第12号中「自動車を運転す

る場合において、法第71条の5第2項に規定する普通自動車対応免許を受けた者で法第91条の規定により当該普通自動車対応免許に法第71条の6第1項に規定する標識を付けるべきこととする条件を付されているものが補聴器を用いないで」を「法第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、当該免許に法第91条の規定により補聴器を使用しないで運転するときは施行規則で定める様式の標識を付ける条件を付されているものが、」に改め、「付けた」の次に「準中型自動車又は」を加える。

第15条第2項第2号中「その者の自動車の運転の管理に、実務の経験の期間を証明するもの」を「様式第15号の2の安全運転管理者職務経歴書」に改め、同項第3号中「その者の自動車の運転の管理に、実務経験の期間を証明するもの」を「様式第16号の2の副安全運転管理者職務経歴書」に改め、「その者の自動車の運転の経験の期間を証明するもの若しくは」を削り、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第29条第1項の表中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

第33条の見出しを「臨時適性検査の通知等」に改め、同条第1項中「第102条第3項」を「第102条第6項」に、「法第107条の4第1項」を「第107条の4第1項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第2項中「第90条第8項」の次に「、第102条第1項から第3項まで」を加え、「法第103条第6項」を「第103条第6項」に改める。

第34条第1項第2号中「以下第3号」を「第4号」に改め、同項第8号中「中型車講習」の次に「、準中型車講習」を加え、同条第2項の表中

「宮城県運転免許センター	
1	取消処分者講習
2	停止処分者講習
3	原付講習
4	運転免許証更新時講習（運転者特定任意講習を含む。）
5	違反者講習

を

「宮城県運転免許センター	
1	取消処分者講習
2	停止処分者講習
3	原付講習
4	運転免許証更新時講習（運転者特定任意講習を含む。）
5	違反者講習
6	臨時高齢者講習

に、

講習業務受託先	1 大型車講習
	2 中型車講習
	3 普通車講習
	4 大型二輪車講習
	5 普通二輪車講習
	6 大型旅客車講習
	7 中型旅客車講習
	8 普通旅客車講習
	9 応急救護処置講習(一)
	10 応急救護処置講習(二)
	11 高齢者講習
	12 チャレンジ講習
	13 簡易講習
	14 シニア運転者講習

を

講習業務受託先	1 大型車講習
	2 中型車講習
	3 準中型車講習
	4 普通車講習
	5 大型二輪車講習
	6 普通二輪車講習
	7 大型旅客車講習
	8 中型旅客車講習
	9 普通旅客車講習
	10 応急救護処置講習(一)
	11 応急救護処置講習(二)
	12 高齢者講習
	13 チャレンジ講習
	14 簡易講習
	15 シニア運転者講習

に改

める。

第37条の2中「を公安委員会に行う場合」を削り、「経路して」の次に「公安委員会に」を加える。

第41条の2を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

番号	路線名	区間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片馬合手橋地内岩手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字右橋地内山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
4	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市志波姫塚口沖408番1先まで
5	一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から岩沼市藤波二丁目7番1先まで
6	一般国道6号複線(38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
7	一般国道6号複線(仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
8	一般国道6号(仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本西26番1先から仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで
9	一般国道6号(仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原12番先まで
10	常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字館野内21番7先から亶理郡亶理町逢隈中泉字新田39番1先まで
11	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から気仙沼市松川149番先まで
12	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
13	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田115番1先から本吉郡南三陸町志津川字平井田98番39先まで
14	一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
15	一般国道47号(仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から富谷市富谷源内63番8先まで
16	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から大崎市古川旭六丁目4番1先まで
17	一般国道108号	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から大崎市古川旭六丁目4番1先まで
18	一般国道108号	大崎市鳴子温泉鬼首字田野13番2先から大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢岳地内秋田県境まで
19	一般国道115号相馬福島道路(東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆甫字下南山20番1先から伊具郡丸森町筆甫字下南山26番1先まで

20	一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
21	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
22	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
23	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
24	一般国道286号	柴田郡川崎町大字文倉字中原裏山5番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
25	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
26	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字砂戸渠95番3先まで
27	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
28	主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
29	主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴美北日大崎字吉原河測66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
30	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
31	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
32	主要地方道塩釜巨理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
33	主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野四丁目3番1先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
34	主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
35	主要地方道塩釜巨理線	名取市関上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
36	主要地方道塩釜巨理線	巨理郡巨理町荒浜字篠子橋6番1先から 巨理郡巨理町旧館61番2先まで
37	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町二丁目75番地先から 塩竈市港町二丁目127番地先まで
38	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
39	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで

40	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
41	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
42	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで
43	主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
44	主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
45	主要地方道塩釜大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
46	主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北焼ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
47	一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深前39番1先まで
48	一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
49	一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
50	一般県道巨理イノター線	巨理郡巨理町逢隈中泉字大原236番地先から 巨理郡巨理町逢隈字袋字北新丁20番2先まで
51	一般県道岩沼海浜線地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
52	一般県道関上港線	名取市小塚原字西中塚4番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
53	一般県道仙台名取線	名取市植松字入生岸町9番14先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
54	一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
55	一般県道石巻港イノター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 石巻市門脇字赤井字八反谷地50番1先まで
56	一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
57	市道土樋藤塚線(その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
58	市道原町広岡線(その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
59	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで

60	市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
61	市道八軒小路原町坂 下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
62	市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区若竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
63	市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から 仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
64	市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
65	市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
66	市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区若竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区若竹三丁目5番4先まで
67	市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番2先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
68	市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
69	市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目3番8先まで
70	市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1(北西角)先から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1(南西角)先まで
71	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から 仙台市太白区郡山四丁目156番1先まで
72	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
73	市道原町東部第三幹 線3号線	仙台市若林区六丁目の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁目の目東町5番先(南東角)まで
74	市道定禅寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
75	市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
76	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から 岩沼市下野郷字藤曾根71番1先まで
77	市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15先から 岩沼市吹上二丁目15番1先まで
78	市道二野倉工業団地 1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
79	市道二野倉工業団地 2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで

80	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
81	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
82	市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2先から 多賀城市桜木二丁目226番2先まで
83	町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1先まで
84	町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
85	町道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1先まで
86	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
87	臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
88	臨港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
89	臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南西角)まで
90	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
91	臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29番先から 仙台市宮城野区港二丁目34番先まで
92	港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明柳8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
93	港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで

様式第14号を次のように改める。

様式第15号を次のように改める。

様式第15号 (第15条関係)

※ 整理番号 (安管-)	副安全運転管理者に関する届出書									
宮城県公安委員会 殿					年 月 日					
副安全運転管理者を選任、解任、 届出事項を変更したので お届けします。					届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 住所 (電話 FAX)					
①選任年月日 年 月 日					⑧ 名 称					
②副安全運転管理者氏名 (ふりがな)					⑧ 位 置					
③ 生年月日 (年齢) 年 月 日 (歳)					安全運転管理者の名					
資 格 要 件 1 運転の管理経験1年以上 2 運転の経験期間3年以上 3 公安委員会の認定					業 種 別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他					
④ 職務上の地位					⑨ 乗 用 貨 物 大 中 準 普 軽 大 中 準 普 軽 大 小 自 型 型 中 通 中 型 通 特 小 動 計 自動車台数					
⑤ 副安全運転管理者が運転免許を取得している場合 免許の種類 免許年月日 免許証番号 交付年月日 年 月 日 交付公安委員会					⑩ 免 許 種 別 大 中 準 準 普 大 特 自 小 一 二 一 二 中 一 二 一 二 二 特 種 種 種 種 型 種 種 種 種 二 特 計 運転者数					
⑥ 安全運転管理者の勤務態様 勤 務 日勤 隔日 その他 () 補助者の有無 あり () なし					専 従 予 備 数					
⑦ 副安全運転管理者の経歴 勤 務 期 間 勤 務 所 名 自 . . 至 . . 自 . . 至 . . 自 . . 至 . .					⑪ 前 副 安 全 運 転 管 理 者 解 任 年 月 日 年 月 日 氏 名 解 任 事 由 1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他 ()					
備 考										

備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号を次のように改める。

様式第28号 (第28条関係)

解 除 申 請 書
運 転 免 許 の 条 件 変 更

宮城県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

資料区分	変	58	(シ)	(メ)	電話	自宅・勤務先・携帯 ()				
	区									
フリガナ	(氏)		(名)							
氏名										
生年月日	大正・昭和・平成			年	月	日	性別	男・女		
本籍・国籍等										
住所	宮城県									
交付番号		年	月	日		年	月	日	まで有効	
免許証番号										
免許の種類	大	中	普通	大	普	小	原	大	普	大
	特	通	自	自	付	付	引	引	通	特
現在受けている免許の条件	⑩ 処理区分									
変更後の条件	⑫ 条件コード									

※現在受けている免許の条件は、免許証のとおり記入してください。

様式第30号を次のように改める。

様式第30号 (第33条の2関係)

B 9 - 3 6

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

(兼運転免許取消申請書・運転免許証返納届)

宮城県公安委員会 殿

登録日		年 月 日				写 真 (3.0×2.4cm) <small>無 帽 ・ 無 背 景 正 面 上 三 分 身 6 か 月 内 撮 影</small>									
登録番号															
申請日	年 月 日			生年 月 日	明治 1	大正 2	昭和 3	平成 4	年 月 日						
フリガナ	(シ)			(メイ)				性 別	男 ・ 女						
氏名	(氏)			(名)				電 話	自宅 ・ 勤務先 ・ 他 () -						
現 住 所															
取消 (返納) した免許証の 内容	住 所														
	免 許 証 番 号														
	交 付 年 月 日 - 照 会 番 号	年 月 日 -													
免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん引二
過去3年間に交通事故か交通違反はありますか							<input type="checkbox"/> は い <input type="checkbox"/> い い え								
取 消 申 請 と 同 時 申 請		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			申 請 理 由										
処 分 番 号					処 分 日 時		年 月 日 時								

運転免許証又は運転経歴証明書のコピー

白石市企画情報課

蔵王町役場一階閲覧台

2 縦覧期間

自 平成二十九年三月十日(金)
至 平成二十九年四月十日(月)

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで

六 意見書の提出

本環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見を述べるができます。

1 提出期限 平成二十九年四月二十四日(月)(当日消印有効)

2 提出先

〒一〇四一〇〇六一 東京都中央区東日本橋二丁目二八番四号 日本橋CETビル アマテラス・ソーラー合同会社

3 提出方法 次の事項を記載して、書面にて提出してください。

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

(三) 本環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

七 環境影響評価方法書の説明会を開催する日時及び場所

1 平成二十九年三月十九日(日) 午後三時から午後五時まで

白石市中央公民館 視聴覚室(白石市字寺屋敷前二十五番地六)

2 平成二十九年三月二十日(月・祝) 午後三時から午後五時まで

蔵王文化会館 第一・二研修室(蔵王町大字円田字西浦五)